

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務について

事業活動に伴って特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置しなければなりません。

では、具体的にどこに？どんな人を？何をするために？設置する必要があるのでしょうか。

<<廃掃法第12条の2第8項>>

その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りではない。

【特別管理産業廃棄物を排出する事業所】

※事業所…工場、作業所、営業所、建設工事現場等

【役割】～何をするために？～

1. 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
2. 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
3. 適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管 等)



特別管理産業廃棄物管理責任者

【必要資格】～どんな人が？～

環境省令で定める、一定の経験・知識を有する必要があります(廃掃法施工規則第8条の17)。現在、多くの自治体が、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター主催の「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」修了者を、上記と同等の経験・知識を有すると認めています。

【設置】～どこに設置する？～

原則、事業所毎の設置が義務付けられています。

1. 特別管理産業廃棄物を排出する事業所毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
2. 原則、事業所ごとに1名の特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
3. 特別管理産業廃棄物管理責任者は事業所に常駐する(役割を全うするため) ※自治体によって見解が異なる場合があるので、詳しくは管轄の自治体にご確認ください

<補足メモ>

自治体によっては特別管理産業廃棄物管理責任者の届出等を条例等で定めているので、ご注意ください。詳しくは下記URLをご参照ください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/05.html

<参考>

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知) 環境省
<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000102>